

収入金課税について

電気供給業を行う法人の事業税は「収入金額課税」となります。（地方税法第72条の2、第72条の12第2項）

電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

注）電力会社が行う電気供給だけでなく、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などにより電気供給を開始した場合も、実際に電気の供給を開始した事業年度から電気供給業に該当します。

課税標準となる収入金額の算定

課税標準となる収入金額 = 収入すべき金額の総額 - 控除すべき金額（地方税法第72条の24の2）

収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

注1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その行為日の属する事業年度の収入金額から控除してください。
 注2）自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、当該勘定に供給した電力に係る金額は、収入金額に含めません。
 注3）料金とあわせて収入する消費税（地方消費税含む）の金額は、収入金額に含めません。

控除すべき金額

- ① 国又は地方団体から受けるべき補助金
- ② 固定資産の売却による収入金額
- ③ 保険金
- ④ 有価証券の売却収入金額
- ⑤ 不用品の売却収入金額
- ⑥ 受取利息・受取配当金
- ⑦ 需要者等から収納する工事負担金等
- ⑧ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ⑨ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
- ⑩ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
- ⑪ 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額
（平成12年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用）
- ⑫ 特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額
（電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ⑬ 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額
（平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用）

注）⑧の控除金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るもの等を含む。）に限られ、地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものは対象となりません。また、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己消費した場合の電気料金は、控除の対象となりません。

課税標準となる収入金額

原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。

- ① 各種電灯料収入
- ② 各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。）
- ③ 遅収加算料金
- ④ せん用料金
- ⑤ 電球引換料
- ⑥ 配線貸付料
- ⑦ 諸機器貸付料
- ⑧ 受託運転収入
- ⑨ 諸工料
- ⑩ 諸設備貸付料
- ⑪ 水力又はかんがい用水販売等の供給雑益に係る収入
- ⑫ 事業税相当分の加算料金等

税額の計算方法と税率

計算方法

法人事業税 収入割額
 = 収入金額（課税標準） × 税率

地方法人特別税
 = 法人事業税 収入割額 × 税率

税率

区分	H26.10.1から H31.9.30まで に開始する事業年度	H31.10.1以後 に開始する事業年度
法人事業税収入割	0.9%	1.3%
地方法人特別税	43.2%	（廃止）

電気供給業とその他の事業を併せて行う場合

【原則】 電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとにそれぞれ課税標準及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告してください。

- 注1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。
- 注2) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。

所得金額の区分方法

損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書（法人税申告書別表4）、法人事業税の加算・減算の各項目について各事業部門ごとに区分してください。また各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額等最も妥当な基準によりあん分し、所得等課税部門の課税標準額となる所得金額または欠損金額を計算してください。

- 注1) 本社の全体的経費（管理部門経費、役員報酬、利息等）は通常共通の経費として扱います。
- 注2) 法人税申告書別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分をしてください。
- 注3) 最も妥当なあん分基準として売上金額を用いる際、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合（例：営業外収益に計上されているなど）は、当該金額も売上金額に含めてあん分してください。
- 注4) あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますのでご注意ください。（例：売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において売上金額の税務加減算があった場合など。）。
- 注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

付加価値額の区分方法

所得割の区分計算と同一の方法で各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税部門の課税標準となる付加価値額を計算してください。

$$\text{付加価値割の課税標準額} = \text{収益配分額} + \text{単年度損益}$$

- 注) 報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）、労働者派遣等に関する明細書（第6号様式別表5の3の2）、純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）、純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）には、区分計算後の所得等課税事業に係る金額のみを記載してください。

資本金等の額の区分方法

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して収入金額課税部門以外の部門の資本金等の額を計算してください。

$$\text{資本割の課税標準額} = \frac{\text{資本金等の額（総額）}}{\text{従業者数}} \times \text{所得課税事業部門に係る従業者数}$$

- 注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。
- 従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人（非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て）をいいます。
 - 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
 - 派遣労働者＝派遣先（派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方）
 - 出向者＝出向先（出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方）
 - 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含まれません。
 - 従業者数は事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在における各部門の従業者数をいいます。ただし、所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始等した場合の各部門に係る従業者数は、各月の末日現在における従業者数を合計した数を事業年度の月数で除した数をいいます。
 - 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者の2分の1加算等）は行いません。
 - それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分してください。

【例外】 従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算することができます。

- 注) 「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。

二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。（地方税法第72条の48第8項）

注）主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合は、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断し、主たる事業を判定してください。

主たる事業が電気供給業の場合

【平成29年3月30日までに終了する事業年度】

課税標準の4分の3・・・事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額

課税標準の4分の1・・・事務所等の固定資産の価額

【平成29年3月31日以後に終了する事業年度】

小売電気事業	課税標準の2分の1・・・事務所等の数	課税標準の2分の1・・・従業員の数
送配電事業 (一般送配電事業・送電事業 ・特定送配電事業)	課税標準の4分の3・・・発電所に接続している電線路の電力の容量 課税標準の4分の1・・・事務所等の固定資産の価額	
発電事業	課税標準の4分の3・・・事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の4分の1・・・事務所等の固定資産の価額	

※ 「送配電事業」で発電所に接続している電線路がない場合、「発電事業」で事務所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合は、事務所等の固定資産の価額を分割基準とします。

なお、電気供給業に係る分割基準が2以上あるときは、次の分割基準を適用します。

- ① 「一般送配電事業又は送電事業」と「小売電気事業又は発電事業（小売電気事業以外の用に供するもの）」を併せて行っている場合…「送配電事業」に係る分割基準
- ② 「発電事業」と「発電事業以外の事業」を併せて行っている場合（①に掲げる場合を除く）…「発電事業」に係る分割基準
- ③ 上記に掲げる以外の場合…主たる事業の分割基準

注1）昭和57年4月1日以前の既存発電所がある場合の特例があります（平成29年3月30日以前に終了する事業年度に限る。）

注2）固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている、事務所又は事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含まず。）の価額をいいます。

主たる事業が電気供給業以外の場合

非製造業 課税標準の2分の1・・・事務所等の数 課税標準の2分の1・・・従業員の数
製造業 従業員の数（資本金が1億円以上の場合は工場の従業員数の2分の1を加算）

申告書に添付する書類

法人道民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式）

電気供給業のみを行う場合

所得等課税事業のみを行う法人が添付する書類以外に、次のものが必要です。

- 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- 貸借対照表・損益計算書
- 雑収入の内訳書
- 所得の金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表4）の写し

注）収入金額に関する計算書において、他社購入電力の控除がある場合は、内訳を確認できる書類を添付してください。

電気供給業とその他の事業を併せて行う場合

上記の書類に加えて、所得計算書が必要になります。（参考は次ページ）

※様式は、道税ホームページ「[申請用紙の提供](#)」画面からダウンロードしてください。

注）その他の事業について外形標準課税の対象となる場合は、次の第6号様式別表も必要です。

付加価値額及び資本金等の額の計算書（別表5の2）○、付加価値額に関する計算書（別表5の2の2）△、資本金等の額に関する計算書（別表5の2の3）△、特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書（別表5の2の4）△、報酬給与額に関する明細書（別表5の3）※、労働者派遣等に関する明細書（別表5の3の2）△、純支払利子に関する明細書（別表5の4）※、純支払賃借料に関する明細書（別表5の5）※、雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書（別表5の6）△、平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書（別表5の7）△（○…必須、※…主たる事務所等の所在地が北海道の場合に必要、△…該当する法人に限り提出が必要）

二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合

上記の書類に加えて、課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）が必要になります。

法人道民税・事業税の予定申告書（第7号様式）

所得等課税事業のみを行う法人が添付する書類と同様です。

なお、収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、必ず中間申告納付をしてください。

参考 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合の区分計算

所得割・単年度損益用の所得計算書

①あん分率		ア+ウ+オ アイオウエカ		事業年度	平成	年	月	日から	法人
科目	金額	所得等課税事業	電気供給業	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
営業収益(A)									
電気事業営業収益									
電気事業雑収益									
附帯事業営業収益									
その他の事業営業収益									
営業費用(B)									
電気事業営業費用									
電気事業雑費用									
附帯事業営業費用									
その他の事業営業費用									
営業利益(C(A-B))									
営業外収益(D)									
営業外費用(E)									
経常利益(F(C+D-E))									
特別損失(H)									
税引前当期利益(I(F+G-H))									
法人税及び法人住民税(L)									
当期利益(K(I-J))									
税務加算(M)									
法人税所得(N(K+L-M))									
事業税加算(O)									
事業税減算(P)									
仮計(Q(N+O-P))									
共通の配分(R)									
再 計(S(Q-R))									
所得等課税事業の繰越欠損金控除額(T)									
差引計(所得割の課税標準額)(S-T)									
税務加算(L)のうち売上金額に係る税務加算金額									
税務減算(M)のうち売上金額に係る税務減算金額									

収入金額に関する収入計算書
(第6号様式別表6)

収入金額の総額

控除される金額

収入割の課税標準額

「共通」の収入・経費のあん分

「共通の配分」欄は、売上金額等最も妥当と認められる基準によりあん分算定し、電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）にあん分した配分額を記載してください。

収益配分額用の区分計算書

所得割の区分計算と同一の方法により、所得課税事業の収益配分額を計算してください。

付加価値割の課税標準額

収益配分額

+

単年度損益

所得割の課税標準額

Q&A

Q 新しく電気供給業を開始しましたが、届出は必要ですか？

A 事業の開始、業種の変更は届出事項ですので、次の届出書を提出してください。

- 新規設立法人の場合…法人設立・設置届出書
- 上記届出書を提出している法人で、事業の開始、業種の変更があった場合…異動届出書

Q 電気供給業を行うために法人を設立しましたが、発電施設の建設を行っているだけで、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A 建設途中等で電気供給業を開始していない期間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しませんので、所得割（資本金1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により申告してください。

Q 主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が存在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか。

A 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。

Q 所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

Q 電気供給業を行う法人が解散し、残余財産が確定した場合の課税はどうなりますか？

A 残余財産の確定の日の属する年度については、電気供給部門に係る収入割による課税ではなく、当該事業年度の所得に係る所得割による課税となります。